

一般社団法人 産学協働人材育成コンソーシアム

Japan Consortium of Industry-academia Collaboration in Human Resource Development

定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人産学協働人材育成コンソーシアムと称する。

2 この法人の名称の英文における表示は、Japan Consortium of Industry-academia Collaboration in Human Resource Development とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区神田多町二丁目2番22号に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、次世代の人材育成に関して産（企業・地域・行政・経済団体等）と学（高校・大学等）の協働を強化するための場を創設し、産学、地域の横断的課題等について幅広く協働し、産学協働による人材育成・活用の継続的な発展・推進を目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 産学協働による人材育成・活用に関する普及啓発及び推進
- (2) 産学協働による人材育成・活用に関する研究会及び研修会等の開催
- (3) 産学協働による人材育成・活用に関する調査及び研究
- (4) 人材育成に関する事業の受託及び委託
- (5) 人材育成に関する関係機関との連絡協調
- (6) 人材育成に関するプログラム開発・実施及びコンサルティング
- (7) 学校（高校・大学等）から社会への円滑な移行に関する支援
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格取得)

第6条 この法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(任意退社)

第7条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第8条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第9条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総社員が同意したとき。
- (2) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

#### 第4章 社員総会

(構成)

第10条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第11条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 13 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、書面又は電子的方法による議決権の行使を認める場合を除き、総社員の同意がある場合にはその招集手続きを省略することができる。

(議長)

第 14 条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第 15 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 16 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面決議等)

第 17 条 総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって決議し、又は他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(報告の省略)

第 18 条 理事が社員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 19 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

### (役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事3名以上10名以内

(2) 監事2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

### (役員を選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

### (理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

### (監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

### (役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

### (役員解任)

第25条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

### (報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の

支払をすることができる。

## 第6章 理事会

### (構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

### (権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職
- (4) 規則の制定、変更および廃止

### (招集)

第29条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

### (決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

### (決議の省略)

第31条 理事が、理事会の決議目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、提案を可決する旨の理事会決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはこの限りでない。

### (議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第33条 この法人の事業年度は、毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終わる。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配禁止)

第35条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第37条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第10章 委員会及び事務局

(アドバイザーボード)

第40条 この法人は、この法人の活動に対して多面的に支援・助言を得るためのアドバイザーボードを設けることができる。

2 アドバイザーボードは、この法人が実施する事業への広報協力、事業計画・推進についての助言等を行う。

3 アドバイザーボードは、法令又はこの定款により総会、理事、理事会及びその他の機関の決議を必要とする定められた事項について決定する権限を有しない。

4 アドバイザーボードの組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(運営委員会)

第41条 この法人は、事業の円滑な遂行を図るため、運営委員会を設けることができる。

2 運営委員会は、この法人の運営や事業計画の策定について審議する。

3 運営委員会は、法令又はこの定款により、総会、理事、理事会及びその他の機関の決議を必要とする定められた事項について決定する権限を有しない。

4 運営委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(事務局)

第42条 この法人の事務を処理するために、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長並びに所要の職員を置くことができる。

3 事務局長は、理事会の承認を得て代表理事が委嘱し、職員は、代表理事が任免する。

## 附 則

(最初の事業年度)

第43条 この法人の設立初年度の事業年度は、この法人の成立の日から平成30年4月30日までとする。

(設立時社員)

第44条 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、以下の通りである。

氏名	住所
原 正紀	
松高 政	



(設立時役員)

第45条 当法人の設立時理事及び設立時監事は次のとおりである。

設立時代表理事	松高 政
設立時理事	池田 啓実
設立時理事	西條 秀俊
設立時理事	豊田 義博
設立時理事	長尾 繁樹
設立時理事	原 正紀
設立時理事	深澤 晶久
設立時理事	三橋 明弘
設立時理事	渡邊 亮太
設立時監事	大川 哲郎

(法令の準拠)

第46条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、その他の法令に従う。

以上、一般社団法人 産学協働人材育成コンソーシアム 設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成29年5月15日

設立時社員 原 正紀

設立時社員 松高 政